

神奈川県立横浜南養護学校

いじめ防止等のための基本方針

平成 26 年 3 月策定

平成 26 年 4 月施行

平成 28 年 4 月改定・施行

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(横浜南養護学校が大切にしたいこと)

対人関係のトラブルをいじめに結び付けないための指導

「病気」をいじめに結び付けないための対応

児童・生徒と教員間、教員同士、学校と病院間で、気にかかることをすぐに話せる関係

いじめはどの児童・生徒にも起こりえます。またどの児童・生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童・生徒の尊厳が守られ、児童・生徒をいじめに向かわせないために、すべての教職員がいじめの防止に取り組みます。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成、また本校への転入すなわち入院・入所本来の目的である治療・リハビリテーションの効果に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって本校では、すべての児童・生徒がいじめを行わず、ほかの児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための指導を行います。

また、家庭や地元校、病院等関係機関との連携を大事にし、児童・生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(病弱特別支援学校としての本校の日常的な取組)

(1) 教師が理解すべき児童・生徒の環境・特性・背景

- ・病院・施設内で、ほぼ同じ集団が、病棟・施設と教室で 24 時間一緒に生活する環境下では、病棟・施設でのトラブルが学校に影響したり、逆に学校のトラブルを病棟施設の生活にまで引きずったりすることがあります。
- ・一度トラブルになり、それを教員や病棟・施設職員が見落とすと、被害を受けた児童・生徒はすぐに保護者に訴えることもできず、どこにも逃げ場がなく、追い詰められてしまう危険があります。
- ・児童生徒の病気や障害のため対人関係でトラブルを起こしやすく、自己表現や他者理解、コミュニケーションスキルなどが治療目標となって入院している場合があります。その言動が、故意や悪意のあるいじめと受け取られることがあります。
- ・本校の児童・生徒は、病気や障害のため、前籍校ではいじめの「被害者」であったり、クラスの力関係の中で弱者であったりすることがあります。入院・入所をきっかけに、それらの児童・生徒が本校のクラスや病棟・施設で、自分より弱そうな相手に自分の優位を示そうとしたり、もしくは立場の逆転を試みたりするなどの行為が、いじめにつながるリスクが高いと考えられます。

- ・入院・入所中の病棟・施設内では、同年齢だけでなく、さまざまな年齢の児童・生徒と生活を共にします。その中で、年齢間の力関係から不適切な命令・服従関係が生まれ、そそのかされてトラブルを起こしたり、年長者から、年少者の発達段階にそぐわない不適当な情報が伝わり、模倣や誤学習により、トラブルを起こしてしまったりすることがあります。「加害者は被害者だったかもしれない」という視点を持ち、いじめがあった場合、加害児童・生徒の指導にあたっては、その心理的・環境的背景も考慮して対応する必要があります。

(2) 教師が理解すべき本校の環境（医療との連携）

- ・児童・生徒の生活は、教員だけでなく、放課後など学校時間帯以外も病棟・施設の多くのスタッフとかかわり、見守られています。学校場面で担任などが児童・生徒の表情や態度から、対人関係のトラブルなどいじめにつながりかねない変化に気づいた場合は、まず学部等の複数教員間で情報共有、事実確認などを行い、速やかに病棟・施設スタッフとの密接な情報交換（引継ぎ）をします。保護者への説明・対応についても、常に病棟・施設との情報共有を行います。
- ・病気や障害のため円滑な対人関係が難しい児童・生徒についてトラブルが生じた場合、指導として単に制止するだけでなく、治療としてこういう場面ではどのように対応するか、どの段階で病棟に戻すか、「ふりかえり」はいつだれが支援するか、などを、あらかじめケース会議などで主治医や病棟スタッフと情報交換し、学校も治療方針に合った対応をとっていきます。

これらのように、本校はこのようにいじめが起きるリスクが高いことを認識した上で、日常起きる対人関係のトラブルを<いじめに結び付けない>取組を日常的に心がけます

(いじめの禁止)

本校児童・生徒は、いじめを行ってははいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童・生徒が安心して学習や治療その他の活動に取り組むことができるように、保護者、病院関係者、地元校等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(いじめの未然防止のための取組み)

- ・児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・児童・生徒に接する際は、入院・治療という児童・生徒のおかれている環境や病気の特徴を理解し、児童・生徒の心に寄り添うことを心がけます。
- ・いじめ防止に資する児童・生徒会活動を支援し、児童・生徒とともに考え、行動します。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに病院関係者等との連携を深め、家庭と病院と学校全体で児童・生徒を見守る体制づくりに努めます。

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・児童・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童・生徒とかがかわる時間を多くするように努めます。

(対人関係のトラブルをいじめに発展させないための指導)

- ・学校生活全般を通して一人ひとりの人権を尊重する意識を高めます。
「あいさつ」「ともだちの名前の呼び方」「依頼するときの言葉遣い」「お礼の言葉」などに留意します。
- ・ホームルームや行事の計画では、最初から教師が主導するのではなく、児童・生徒間での話し合いの機会を多く設定します。
- ・あらゆる学習場面をとらえて、児童・生徒が自分の意見や気持ちを適切に言語化できるように取り組みます
- ・道徳の授業におけるソーシャルストーリー、ロールプレイなどの活用により、児童・生徒の思いやりなど対人関係スキルを高める指導を行います。

(いじめの早期発見のための取組み)

- ・教員一人に対する児童・生徒数が通常の学校より多いこと、チームテーチングにより同じ場面を複数の教員が見ていられる場面があること、病院スタッフも含めて、長い時間多くの大人の目があること、などの本校の環境を効果的に活用するために、日常の職員間のコミュニケーションを活発にし、＜気にかかることをすぐに話せる＞職場づくりに取り組みます。
- ・児童・生徒の病棟・施設への移動支援時や、放課後の病棟巡回時などマンツーマンになれる場面を活用し、気になる児童・生徒に個別に言葉かけをするなど、日常的に教師のアンテナを高くします。
- ・児童・生徒の「学校で気にかかること」は、病棟・施設との日常の引継ぎやカンファレンスなどでも速やかに取り上げ、情報の共有を図ります。
- ・いじめを早期に発見するため、保護者面談等を通じた学級担任による保護者からの聴き取りを行います（個別面談時の話題とします）。
- ・児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、いじめ相談担当者による窓口（教育相談コーディネーター）を設置します。
- ・病院からの相談・通報も、窓口が受け入れます。
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(いじめの早期解決のための取組み)

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・指導の前に、まず双方の話を先入見を持たずに傾聴することに努めます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った児童・生徒への指導とその保護者への助言を、病棟・施設等と協議し、継続的に行います。

- ・いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童・生徒に対し、双方の主治医や施設・病棟等と協議の上、一定期間両者の接触を避ける等の措置を検討します。
- ・いじめを見ていた児童・生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童・生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と病棟・施設との情報共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、病院とも協議の上、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(インターネット上のいじめへの対応)

退院・退所後の地元校や家庭での生活を見据え、入院・入所中からインターネットの利用についての指導に取り組みます。

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童・生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会の開催や、関係パンフレットの配布、ポスター掲示等必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめ・人権問題への対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し学期に1回程度開催します。

いじめを疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成

企画会議メンバー、学部児童生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者（施設・病棟スタッフ、臨床心理室スタッフ・医療福祉相談室ケースワーカー等）の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ・人権問題（不適切指導を含む。以下同じ）防止等の取組内容の検討
- ・基本計画・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめ・人権問題に関する相談・通報への対応
- ・いじめ・人権問題の判断と情報収集
- ・いじめ・人権問題事案への対応検討・決定
- ・いじめ・人権問題事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童・生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会

を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「重大事態調査対策チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「重大事態調査対策チーム」の構成

- ・企画会議メンバー、教育相談コーディネーター、校長が任命した第三者※
 - ※ 事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。
 - ※ 対象となる児童生徒が入院・入所する病棟・施設の関係者にも参加を求めます。
 - ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者（精神科医師・臨床心理士・医療福祉相談室ケースワーカー等）の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

本校が病院内の病弱特別支援学校であることをふまえ、＜病気を、地元校でのいじめや病気が原因のいじめによる不登校に結び付けない＞ことを、本校独自に取り組みます。

(地元校等地域との連携)

(1) 退院後に向けた、いじめ予防対策

退院時、本人および保護者の了解のもと、地元校に対し復学支援会議等において、児童・生徒への病態や配慮事項を、いつ、だれが、どこまでの範囲の児童・生徒に、どのように説明するか、などを確認します。健康面の特別な配慮や外見の変化、体調や外来受診のため休みがちなことなどについて、復学先の管理職、担任、学年・学部主任、児童生徒指導担当、養護教諭、コーディネーター等に協力を求め、学級に適切な説明を行うことでその後のいじめのきっかけとならないよう協議します。

(2) フォローアップ

退院（転出）後、病気が原因でいじめにあったり、周囲に理解されずつらい思いをしたりしていることが教育相談や外来時にわかった場合、本人・保護者の了解のもと、本校コーディネーターが仲介役となって地元校に連絡をとり、事実を確認の上、必要な情報提供などを行います。

(3) センター校としての地域支援

病気療養児がいじめにあうリスクが高いことや、地元校で特に心配される児童生徒の病気の医学的知識などについて、公開研修会などを通して地域に発信していきます。

地域の学校から、病気療養児の配慮についての問い合わせや、病気療養児へのいじめの対応に関して質問があった場合は、教育相談コーディネーターを窓口情報提供などの相談に応じます。